| | | |
|---|---|---|
| 集熱器及び周辺機器 | 廃棄 | 廃棄方法、廃棄時の注意事項　等 |
| | 保守点検 | 保守点検の条件（点検の頻度等）　等 |
| | 保証体制 | 保証条件（修理・交換の対応範囲、内容）、保証履行期限　等 |

| | |
|---|---|
| 燃料電池 | 【判断の基準】<br>○商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。<br>【配慮事項】<br>○分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 |
| エネルギー管理システム | 【判断の基準】<br>○建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。<br>【配慮事項】<br>○設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。 |
| 生ゴミ処理機 | 【判断の基準】<br>○バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。<br>【配慮事項】<br>①分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。<br>②使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。<br>③処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 |
| 節水機器 | 【判断の基準】<br>①電気を使用しないこと。<br>②吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。<br>＜個別事項＞<br>①節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。<br>ア．ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20％を超え70％以下の吐水流量であること。<br>イ．ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70％以上の吐水流量であること。<br>②定流量弁にあっては、水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は５～８リットル／分であること。<br>③泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。<br>ア．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80％以下であること。<br>イ．水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において５リットル／分以上の吐水流量であること。<br>④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。<br>ア．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の80％以下であること。<br>イ．水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。<br>⑤手元止水機能付水栓にあっては、吐水切換機能、流量及び温度の調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタンやセンサーなどのスイッチで吐水及び止水操作ができる機能を有していること。<br>⑥小流量吐水機能付水栓にあっては、シャワーヘッドの吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。<br>ア．流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあっては、0.6Ｎ以上であること。<br>イ．流水中に空気を混入させる構造を持つものにあっては、0.55Ｎ以上であること。<br>【配慮事項】<br>①取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。<br>②使用用途における従前どおりの使用感であること。 |

備考）１　「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

２　本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径13㎜の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。

３　節水コマの吐水流量の試験方法は、ＪＩＳ　Ｂ　2061（給水栓）の吐水流量試験に準ずるものとする。また、ＪＩＳ　Ｂ　2061で規定される「節水コマ機能を有した給水栓」に適合する節水機器は、判断の基準＜個別事項＞①を満たす。

４　「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものをいう。

５　本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、次の要件を満たすものとする。

ア．ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁であること。

イ．設置箇所以降で分岐を行わないこと。分岐の後に定流量弁を取り付けること。また、定流量弁１個は、水栓１個に対応すること。

ウ．水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。

６　本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。

７　「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、常に流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものをいう。

８　「手元止水機能付水栓」とは、台所用又はシャワー付きの浴室用のもので、シングル、ミキシング、サーモスタットの３種の湯水混合水栓のいずれかのものをいう。

９　「小流量吐水機能付水栓」とは、シャワー付きの浴室用のもので、シングル、ミキシング、サーモスタットの３種の湯水混合水栓のいずれかのものをいう。

10　判断の基準＜個別事項＞⑥の吐水力の測定は、国立研究開発法人建築研究所「住宅・建築物の省エネルギー基準及び低炭素建築物の認定基準に関する技術情報（住戸の設計一次エネルギー消費量算定方法）」に定められた試験方法による。